

連帯社会の要としての労働者福祉協議会

東京大学 名誉教授 中村 圭介

1. 労働者自主福祉運動と連帯社会

(1) 労働者自主福祉活動の広がり

労働者自主福祉運動とは「労働者が『労働者のため』に、『労働者による』福祉の仕組みをつくりあげる」(高木, 2010, p.3) 運動を指す。この運動を担う組織として念頭に置かれているのは主として労働組合、協同組合(消費生活協同組合、労働金庫、こくみん共済coopなど)である。なお、ここで注意すべきは、労働者自主福祉運動の主体であり、客体である「労働者」には、労働組合や協同組合という共助(共に助け合う)の組織のメンバーにとどまらず、今日においては、メンバーシップ以外の労働者、市民までも含めるようになってきていることである。たとえば、労働者福祉中央協議会の「2030年ビジョン」には次のように書かれている。福祉の対象は「組織された労働者から中小未組織労働者、働きたくても働けない仲間たち、地域で様々な課題や悩みを抱えた人たちへと広がっています。福祉の担い手も、協同組合や労働者福祉事業団体のほかにもNPOや社会的企業などの登場で多様化し、様々な団体とのネットワークにより諸課題の解決に取り組むようになってきました。労働者福祉の概念もこれ

らを包含するかたちで広がっています」(労働者福祉中央協議会, 2019, p.2)。

(2) 四つの助

労働者自主福祉運動の主体と客体をこのように拡充することに異存があるわけではない。ただ、運動の広がりにはふさわしい概念が必要ではないか。一つの案として、私は「四つの助」と「連帯社会」という新しい概念を考えている。説明しよう。

いま、「労働者福祉の向上」を労働者や市民が抱えている生活や仕事上の問題を解決する、あるいは、彼らの生活や仕事をより良い状態にもっていくことだと限定的に解釈する。それらを実現するための仕組みは問題解決や状態改善をもたらす主体に着目すると、次の四つに分類することができる(中村, 2019)。

一つめは自助、つまり「自分で自分を助ける」ことである。たとえば貯蓄、個人年金、自主的学習、家族の支援などによって生活や仕事の状態を改善する、あるいは困難から脱却する。地縁、血縁のネットワークで支えることも、このカテゴリーに含める。

二つめは中央政府、地方政府が支援することである。いわゆる社会政策、社会保障政策がこれにあたり、具体的には失業・雇

用政策、社会労働保険制度、社会福祉や生活保護制度などである。これらの政策では国民から徴収した税金や保険料が財源とされており、広い意味の共助（国民自らが互いに助け合う）であるが、政策の実施主体に着目すれば私的な機関ではなく、公的機関である。それゆえ、こうした支援の仕組みを公助と呼ぶ。「公（おおやけ）が助ける」である。

三つめは「共に助け合う」。これは、特定の人びとが共に助け合うために、特定の目的を持った組織を設立することである。生活や仕事の状態を改善するために、あるいは問題を解決するために、労働組合を結成する、協同組合（消費生活協同組合、労働金庫、こくみん共済coopなど）を結成する。これが「共に助け合う」である。労働者福祉協議会（以下、労協協）は原則としては共助の組織の緩やかな集まりであり、共助の組織である。

四つめは自助でも、公助でも、共助でもなく、任意の個人、組織が、生活や仕事の状態の改善や問題の解決を願う人びとに支援の手を差し伸べることである。ここでは、この仕組みを他助と呼ぶ。「他人が助ける」である。こうした意味の他助は昔より宗教団体、慈善団体などが行ってきたものである。宗教家や篤志家などが、宗教的、道徳的な使命感などに基づいて困っている人びとを救済する。こうした慈善事業は現在でも行われている。

ただ、私が注目する他助とは、日本社会でこの30年くらいの間で広まってきた、普通の人びとが、生活や仕事の状態の改善を願う人びと、あるいは困難から脱出することを望む人びとに対して「助け」を差し伸べる行為である。しかも、そうした活動をボランティアとして行うだけではなく、自

らの仕事として行う。「仕事として行う」とは、その活動によって自らの生計を立てるということである。

（3）連帯社会

上出の意味の「労働者福祉の向上」を目指して、これらの四つの助を体系的に組み合わせ、労働者や市民が互いに手を結び、助け合う社会—連帯社会—を構築していく。労働者自主福祉運動に代わる新しい概念として私が提案したいのは以上のことである。

なお、これらの新しい概念は次のようなことを意味しない。特定のあるべき福祉社会像を描き、その中で、労働組合、協同組合、NPOなどがどのような役割を果たすべきかを論じるものではない¹⁾。連帯社会とは、当然のように地域を前提にした概念であるが、しかし、地域コミュニティの創生あるいは再生という視点をとるものでもない²⁾。

むしろ、次のような視角を積極的に採用する。地域社会において、自助、公助、共助、他助を担う各主体が、日々、地域で暮らす人びとの生活や仕事の状態の改善、困難の解決に取り組んでいくことを通じて、地域社会で暮らす人々にとって「より良い状態」が少しずつ創られていく、しかも、その過程は終わることではない。「より良い状態」とは「目指すべき状態」のことではない。

2. 共助から連帯へ

四つの助をネットワークでつなぐ気運は既に出てきている。

日本労働組合総連合会（連合）の地方組織である地方連合会がエネルギーを最も注

いでいる活動の一つに地域別最低賃金の改定がある。最低賃金水準で働く連合加盟の組合員は多くはない。だが、地方連合会は地域別最賃の引上げに多大なエネルギーを割いている。担当者に多大なエネルギーを費やす理由をたずねると、ほとんどの場合、次のような答えが返ってくる。「地域社会を支えていくためだ。小零細企業で働く未組織労働者の賃金を引き上げ、彼らの生活を少しでも良くしたい。そうすれば、地域社会は壊れないし、私たちの暮らしも結果として良い方向に向かう。だから、頑張っているのだ」。この取り組みは共助の組織である労働組合が行う他助の一環であると解釈できる。

地方連合会は都道府県に対して政策制度要請を行っているが、これはメンバーシップ以外の労働者、市民を念頭に置いた活動である。そのねらいは、組合員というよりも県民全体の生活水準の向上、労働福祉の充実にある（連合総合生活開発研究所、2018）。政策制度要請は地域協議会でも取り組まれている（中村、2021）。政策制度要請は公助を組み替える取り組みだと言ってよい。

福井県民生活協同組合は市町村の実施する地域子育て支援拠点事業を受託して、組合員とは関係なく、1歳児から3歳児の一時預かりなどを行っている³⁾。パルシステム東京は「安心してくらせる社会づくりを目指して活動する『草の根の市民活動』を、・・・組合員が商品やサービスを利用することで生じる剰余金をもとに、資金面で支援して」⁴⁾いる。2024年度には12団体に計約496万円の助成を行い、1998年度からの累計でのべ319団体に約1億2,570万円の助成を行っている⁵⁾。

近畿労働金庫はNPOを資金的に支援する

ことを通じて、他助に関与している（塩見、2011）。

共助の組織の緩やかな集まりである労福協の多くはライフサポートセンターを運営している。ライフサポートセンターは、メンバーシップにこだわることなく、生活上、仕事上の困難を抱えている住民の相談に応じる他助活動である。この他にも、県民全体の福祉向上、生活改善を県に要請する政策制度要請、メンバーシップとは関係なく、無料職業紹介事業、高校生への出前講座（労働者教育、消費者教育）、奨学金制度、障がい者の運転免許取得支援、婚活支援、フードバンク、NPOなどへの資金支援、生活困窮者自立支援事業、ファミリーサポート事業、若者サポートステーション事業などを行っている労福協がある（中村、2019）。

共助の組織である労働組合や協同組合そして労福協は、このようにメンバーシップの外に向かって、支援の手を差しのべるようになってきている。共助の組織が地域で暮らし、働くメンバーを共に支える、さらにNPOと同じように、メンバーシップを越えて生活や仕事状態の改善を願い、困難からの脱出を望む人びとを支援するようになってきているのである。

3. 労働者福祉協議会

労働組合、協同組合、NPOの間でネットワークを張りめぐらせ、自助だけでなく、公助、共助、他助を体系的に組み合わせることによって連帯社会を構築する。地方にある労福協はこのネットワークの結節点となる。なお、結節点になるとはこの運動をリードするというのではなく、文字通りネットワークを繋ぐ役割を担うという意味

である。これが私の構想である。

私が労福協に注目するのは次のような理由からである。

第一には都道府県単位の労福協のすべて(47)は労働組合、労働金庫、こくみん共済coopを会員とし、39は生協(そのほとんどは県単位の生協連である)を会員としている⁶⁾。これら以外に株式会社、社団法人、財団法人、NPOを会員とする労福協も多い。つまりネットワークの結節点となるのにふさわしい位置にすでにある。

第二に多くの労福協はすでに共助を越える活動を行っている⁷⁾。43の労福協は都道府県に対して労働者福祉や県民生活に関する政策制度要請を行っている(公助の組み換え)。政策制度要請には労働組合、生協、労働金庫、こくみん共済coop、NPOその他の会員組織の要望も取り入れられる。ライフサポートセンターを運営する労福協は45組織(ただし、中心となっているのは30組織)、フードバンクを運営する労福協は20組織である。これ以外にも、主に高校生を対象とした消費者教育、労働者教育を行うのが19組織、18組織、災害復興・防災・減災教育が16組織である。資金援助としては奨学金の貸与(給付)が32組織、NPO支援が40組織(ただし、中心となっているのは28組織)となる。

自立相談支援事業、就労準備支援事業、就労訓練事業、家計相談支援事業、子ども学習支援事業、一時生活支援事業などの生活困窮者自立支援事業を県や市町村から受託している労福協は2から6組織(1つの労福協が複数の事業を重複して受託している)、若者サポートステーション事業は4組織、ファミリーサポート事業は6組織である(これらも重複受託がほとんどである)。積極的に事業受託をしている労福協

としては沖縄県労福協、徳島県労福協、新潟県労福協などがある。沖縄県労福協は2017年度には県や市町村から生活困窮者自立支援事業、ファミリーサポート事業などを受託し、受託収入は6億3,000万円である。徳島県労福協は2017年度に県や市町村から生活困窮者自立支援事業、若者サポートステーション事業などを受託し、受託収入は1億3,000万円である。新潟県労福協も2017年度に県や市町村から若者パーソナルサポート事業を受託し、受託収入は1億2,000万円である⁸⁾。

第三に労福協には活動を広げていく上で、他の組織にはないアドバンテージがある。労福協の中心メンバーである労働組合や消費生協、労働金庫、こくみん共済coopは他助活動をメインの事業とすることはできない。企業別労働組合は組合員の労働生活諸条件の維持と向上、雇用の安定をその活動の中心に置かざるをえない。地方連合会、地域協議会であっても構成組織の支援にまず取り組まなければならない⁹⁾。消費生協などの協同組合も自らの本来事業に全エネルギーを注ぐことが期待されている。もちろん、消費生協は組合員活動としてフードバンクを支援し、NPOなどを資金的に支援しているし、労働金庫もNPO融資に取り組んでいる。だが、他助活動をその中心にもってくることはできない。NPOは労働組合や協同組合に比べて機動性があり、決定が迅速であるという強みを持つが、他方で、組織と活動の継続性にやや難点があり、人的、資金的資源の制約もあってネットワークの中心に据えることは難しい。共助の緩やかな組織であり、比較的自由に活動を行うことができる労福協は、他の組織に比べ、極めて有利である。共助活動の充実、共助メンバーの拡張を会員組織に促

し、会員組織とともに他助に乗り出し、公助の組み換えを積極的に行うことができる位置にいる。

4. 二つの方向

ネットワークの結節点となり、連帯社会構築の要としての一步を踏み出すのか、あるいはこれまで以上に力強く歩んでいくのかを決めるのは労福協自身である。共助の組織の緩やかな連携組織に留まるという判断も、当然、ありうる¹⁰⁾。

大きな一步を踏み出すこと、あるいは歩み続けることを決めた場合、次の点に留意する必要がある。

沖縄県労福協や徳島県労福協のように地方公共団体から生活困窮者自立支援事業などの事業を受託している労福協と、そうではない労福協をはっきりと区別することである。後者の労福協（圧倒的に多数派である）が前者のルートを歩んでいくことはかなり難しい。社会福祉協議会、NPO、あるいは民間企業などと競争しつつ、ノウハウも人材も持たない労福協が事業を受託するのは事実上不可能である。もちろん、新たな事業分野が出現し、スタート地点から他の組織と競争できるという状況になれば、チャンスはあるし、チャレンジする意義はある。事業受託の方向ではなく、地域に住み、働く市民や労働者が生活や仕事でどんな問題を抱えているのか、どんな望みを持っているのかを探り、それを解決する方策をメンバーとともに考え、行動に移す。これが、これらの労福協の進むべき方向となる。

他方、既に事業受託している労福協は経験を積み、ノウハウを蓄積し、人材を育て、事業拡大を図る、あるいは新しい事業

分野を行政と共に開拓するというルートで他助をさらに広げていくことができる。もちろん、それ以外の他助活動が地域の労働者福祉向上のために必要であれば、それも行ふ。事業受託プラスその他の他助活動（公助の組み換えも含む）という方向である。

5. 三つの課題

連帯社会構築の要としての歩みを確固たるものとするためには、労福協は次の三つの課題に取り組む必要がある。

一つには人材の発掘と育成である。他助の重要性、連帯社会構築の必要性を認識し、そこに向かう意思を持った人材を発掘し、その人々を中心に据えることである。労働組合運動、労働者自主福祉運動に長年携わってきた人々の中で、そうした人材を見つけることは難しいとは思えない。多数である必要はない、ほんの数人見つければ十分だと思う。

それに加えて若い人材を意識的に育成していく必要がある。人材育成の鍵となるのは賀川（1952）の言う「補修的連帯意識」をいかに涵養するかではないか。「補修的連帯意識」とは伊丹（2021）によれば「見返りを求めずにはかの人のために汗を流そうという行為」（p.62）を行おうとする意識である。「補修的連帯意識」を学び、身につける機会を共助の組織の中にいる人びと（労働組合員、消費生協組合員、協同組合の職員、そして労福協の職員）、とりわけ若い人びとにどう提供するかが、連帯社会を構築、維持していくための人材を育てることにつながるのではないかと。

そうした機会としては、たとえば、フードバンクの食料整理の手伝い、労働者教

育、消費者教育の担当、防災・減災の行事の実施に積極的に参加してもらう。労働組合、協同組合の研修体系の中に、労福協の歴史と現状、連帯社会の意義を学ぶ機会を設ける。他県の労福協の他助活動の実際を見学する。NPOや社団法人、財団法人で働く人々との交流を図る、彼らにも労働金庫、こくみん共済coopの利用者になるよう働きかける。労福協の諸会議に若いうちから出席する、また労福協の事務局に短期間出向し、共助と他助の活動の実際を経験するなどがある。

二つにはNPOや市民活動団体など他助の組織や共助の組織とのネットワークを積極的に構築していくことである。とりわけ消費生協とのネットワークを強固にすることが重要だと思う。静岡県労福協が設立し、運営に関与するNPO法人フードバンクふじのくに（県生協連も会員として参加している）には、ユーコープが宅配事業で残った食料、店頭での陳列期限を過ぎた食料（賞味期限が2カ月以上残っているもの）を寄贈している。ユーコープのある店舗ではフードドライブが常設されている。新潟県のNPO法人フードバンクにいがたは新潟県労福協、ささえあいコミュニティ生協新潟、ワーカーズコープ北陸信越事業本部を発起団体として設立された。現在では生協連、連合新潟も会員として運営に参加している¹¹⁾。

神奈川県公益社団法人「フードバンクかながわ」では極めてユニークな連携が見られる。神奈川県生協連、生活クラブ生協、パルシステムかながわ、ユーコープ、農協などの協同組合と連合神奈川、県労福協、中央労金神奈川県本部、こくみん共済coop神奈川推進本部などの労働団体、自主福祉事業団体が設立に関与し、現在も会員

組織として運営を支えている。石川県のNPO法人「いしかわフードバンク・ネット」は県労福協、県および金沢市の社会福祉協議会、生協連、連合石川、NPO法人さわやかUなどによって創設され、運営されている¹²⁾。生協は39労福協の会員となっているが、労福協での活動がやや活発ではないように見える。消費生協がネットワークに意識的、積極的に入っていくことになれば、資源—人的にも資金的にも—をいま以上に潤沢にすることができる。

消費生協ではないが、ユニークな組織と連携している労福協もある。たとえば茨城県労福協のいばらき出会いサポートセンターはもともと茨城県労福協、茨城県中小企業福祉センターが立ち上げたいばらき結婚相談センターであるが、現在では県経営者協会、県商工会議所連合会、県商工会連合会、県農業協同組合中央会、茨城新聞社、県薬剤師会、県中小企業団体中央会、県農業協同組合連合会、県青少年協会、連合茨城などがメンバーとなっている。若者の就労支援（居住支援も含む）を行う大阪希望館は大阪労福協、連合大阪、NPO法人釜ヶ崎支援機構、複数の宗教団体によって設立され、運営されている¹³⁾。

三つには行政との連携である。行政との連携は政策制度要請や事業受託の面で見られるが、それを越えて、行政に積極的に関わっていくべきだと思う。労福協の行っている他助活動は地域で暮らし、働く市民たちを支援する事業、活動である。行政＝公助の網から零れ落ちてしまった、あるいは公助が届かない人びとの生活を支える活動である。行政に財政的、人的なバックアップを要求してもおかしくない。そのためには行政との連携を深め、労福協の他助活動をしっかりと理解させる必要がある。

【参考文献】

- 麻生裕子 2011「福井県民生協一買い物弱者への支援」労働者福祉中央協議会＝連合総合生活開発研究所（2011）所収，pp.80-85
- 石田正昭 2021「いのち・地域を未来につなぐ協同組合間連携」石田編（2021）所収，pp.8-40
- 編 2021『いのち・地域を未来につなぐこれからの協同組合間連携』家の光協会
- 伊丹謙太郎 2021「賀川豊彦と協同組合間連携論」石田編（2021）所収，pp.41-71
- 賀川豊彦 1952「世界平和と三重の連帯意識」賀川豊彦全集刊行委員会『賀川豊彦全集10巻』キリスト新聞社，1964，所収，pp.427-428
- 木村温人 2006「労働者自主福祉運動の現状と課題」連合総合生活開発研究所（2006）所収，pp.47-58
- 塩見栄美 2011「近畿労働金庫—ソーシャルファイナンスへの展開」労働者福祉中央協議会＝連合総合生活開発研究所（2011）所収，pp.97-101
- 高木郁郎 2005『労働者福祉論—社会政策の原理と現代的課題—』教育文化協会
- 編 2010『共助と連帯—労働者自主福祉の課題と展望—』教育文化協会
- 中村圭介 2019『連帯社会の可能性』全国勤労者福祉・共済振興協会
- 編 2021『地域から変える—地域労働運動への期待』教育文化協会
- 丸尾直美 2006「労働者自主福祉活動の意義と役割」連合総合生活開発研究所（2006）所収，pp.13-35
- 労働者福祉中央協議会，連合総合生活開発研究所編 2011『協同組合の新たな展開—連帯経済の担い手として—』
- 労働者福祉中央協議会 2019『労福協の2030年ビジョン』
- 連合総合生活開発研究所 2006『共助・協同・協働が拓く福祉社会—「労働者自主福祉」の新たな挑戦』
- 編 2018『地方連合会・地域協議会の組織と活動に関する調査研究報告書』
- 編 2023『共に支え合う連帯社会の構築をめざして—地域コミュニティの一翼を担う労働者自主福祉運動の人材育成等に関する調査研究報告書』

【注】

- 1) たとえば丸尾（2006）がこのような議論を展開している。
- 2) これについてはたとえば木村（2006），石田（2021）を参照されたい。
- 3) 子育て支援ハーツきつず | 福井県民生活協同組合 (fukui.coop) を2025年7月9日に閲覧。なお，麻生（2011）も参照のこと。
- 4) 生活協同組合パルシステム東京『2025 TSUNAGU 生協・環境・社会活動報告書』（発行物バックナンバー | 生活協同組合 パルシステム東京 (palsystem-tokyo.coop) から2025年7月9日にダウンロード），p.20。
- 5) 同上書p.20「市民活動助成基金 実績」より。
- 6) 都道府県単位の労福協に関する以下のデータはすべて連合総合生活開発研究所（2023）によっている。
- 7) 具体的事例については中村（2019），連合総合生活開発研究所（2023）第Ⅲ部を参照されたい。
- 8) 沖縄，徳島，新潟については中村（2019）の第3章，第7章，第10章を参照されたい。
- 9) 地方連合会，地域協議会の組織と活動については連合総合生活開発研究所（2018），中村（2021）を参照されたい。
- 10) 「連帯社会の要」にはならないという判断をする前に，是非とも，静岡県労福協におけるライフサポート設立をめぐる議論，沖縄県労福協や徳島県労福協が生活困窮者自立支援事業に向かった際の経緯を読んで欲しい（中村（2019）のp.114，p.132，p.133）。
- 11) NPO法人フードバンクふじのくにに関しては中村（2019）のpp.117-119，NPO法人フードバンクにいがたに関してはp.104を参照されたい。
- 12) フードバンクかながわに関しては連合総合生活開発研究所（2023）のpp.108-111を，NPO法人いしかわフードバンク・ネットに関しては同上書のp.118を参照されたい。
- 13) いばらき出会いサポートセンターに関しては中村（2019）のpp.49-52を，大阪希望館に関してはpp.20-22を参照されたい。

（なかむら・けいすけ）